

東京都板橋区がけ・擁壁安全対策工事助成制度のご案内

板橋区では、台風や集中豪雨、地震等の自然災害に備えるために、がけ又は擁壁の安全対策のための工事を行う方に対して、改善工事に必要な経費の一部を助成しています。

なお、この助成制度は、建築物の耐震性を保証するものではありませんので、ご注意ください。

1. 助成の対象

板橋区内にある、区長が改善の必要があると認めたがけ又は擁壁で次のいずれかに該当する工事を行うものとします。ただし、各省庁などから公益的な事業を行う法人として認可・認証などを受けている法人が行う工事の場合は、当該がけ又は擁壁が公益的な事業を目的として土地活用がされている敷地内にあるものに限ります。

- ① 高さ2mを超える既存のがけ(傾斜角が30度を超えるもの)の擁壁新築工事
(新たに築造する擁壁の工事費)
- ② 高さ2mを超える既存の擁壁の築造替え工事
(既存擁壁の解体工事+新たに築造する擁壁の工事費)
- ③ 高さ2mを超える既存のがけ又は擁壁の補強(区長が安全対策上有効と認める場合に限る)のための工事

2. 助成の対象者

次の【条件A】のいずれかに該当し、かつ、【条件B】を全てに該当する者

【条件A】

- ① 「1. 助成の対象」に規定する助成対象となる工事を行うがけ及び擁壁の所有者(個人)
- ② がけ及び擁壁の所有者から同意を得て「1. 助成の対象」に規定する助成対象となる工事を行う者(個人・法人)(※1)
- ③ 各省庁などから公益的な事業を行う法人として認可・認証などを受けている法人(※1)

(※1:対象となるかどうか、要件を確認する必要があります。事前にご相談ください。)

【条件B】

- ① 区市町村民税(法人の場合は、法人住民税)及び軽自動車税を滞納していない者
- ② この助成と同種の他の助成を受けていない者

3. 助成金の額

- ・ 擁壁の新築工事及び既存擁壁の築造替え工事の場合・・・
工事費用の5割(1万円未満は切り捨て)以内かつ限度額700万円
- ・ 既存のがけ又は擁壁の補強工事の場合・・・
工事費用の5割(1万円未満は切り捨て)以内かつ限度額100万円

4. 手続き

- ・ 二通りの手続き(※2)があります。
 - ① 年度内に交付申請から額の確定までを受ける手続き
 - ② 工事着手の時期や工程の都合上、やむを得ず年度内に交付申請から額の確定までを終えることが困難な場合にとる手続き(※3)
- ・ 手続きの流れは、P, 3~4を参照してください。

※2: 手続きの選択は事前協議後に行い、途中で他方の手続きに移行することはできませんので、余裕を持った工程を検討してください。

※3: 工事内容や工程表を考慮し、やむを得ないと認められた場合に限り選択できます。

5. その他注意事項

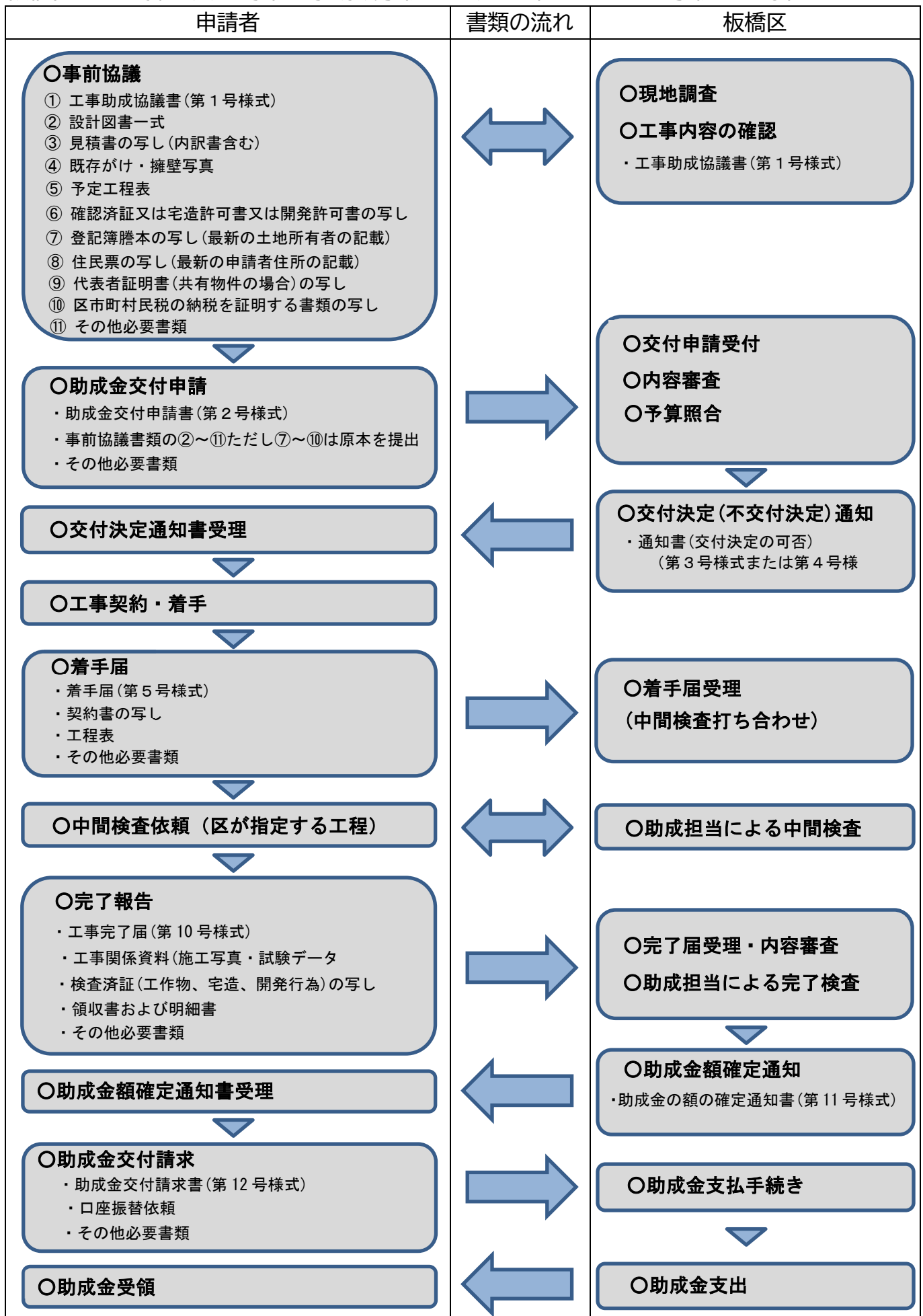
- ・ 助成金交付決定通知書または助成対象承認通知書を受ける前に工事着手したものは、助成金の対象外となります。
- ・ 助成対象となる工事は、既存のがけ又は擁壁と同じ位置に築造するものとします。
- ・ 原則、既存のがけ又は擁壁の高さをより高くする造成を伴う工事は対象になりません。
- ・ 助成対象工事は、申請者ごとに同一の敷地について1回を限度とします。
- ・ 着手後は助成金交付決定通知書に記載してある指定の工事内容について検査を行いますので、当該工程に達しましたら、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。
- ・ 工事を変更又は取り止める場合は届出が必要になりますので、ご相談ください。
- ・ 助成金の申請は提出順で受付を行うため、申請総額が年度予算額を超える場合には、受付を終了いたします。

お問い合わせ先

板橋区 都市整備部 建築指導課 構造審査係

TEL 03-3579-2579

板橋区がけ・擁壁安全対策工事助成手続きの流れ（P. 2 4. 手続きの①）



板橋区がけ・擁壁安全対策工事助成手続きの流れ（P. 2 4. 手続きの②）

